

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月

県教育庁県立学校教育課

県立名護特別支援学校

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います(別途定める「取得できない日」を除く)。

3 試行期間

令和7年9月2日～令和8年3月18日

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

試行期間中3日まで(1日単位・分散取得可)

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等(欠席にはなりません)

7 取得できない日

学級、学年、学校全体の活動がある日

(1)儀式的行事の日 :始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式

(2)学校行事等のある日 :体育成果発表会、職業・家庭成果発表会、学習発表会、修学旅行等

(3)進路決定関連の日 :高校入試、就業体験実習等

(4)その他学校が定める日 :記念式典等

※ 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できないこともあります。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

(1) 楽メを登録している保護者

通常の欠席連絡と同様に、楽メにて「欠席」の届け出をしてください。その際、理由に「〇月〇日～〇月〇日まで 家族休暇のため」と入力してください。

(2) 楽メを登録していない保護者

保護者が「家族休暇届」を記入し、学校へ提出してください。

*「家族休暇届」が学校 HP からダウンロードできます。

10 届出期限

原則として取得希望日の2週間前までに届け出てください。

*期限を過ぎると給食費や舎食費の負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

(欠食届を7日前までに担任等が作成・提出する必要があるため)

11 授業への対応

家族休暇は通常の欠席と同様の対応となりますので補習等はいりません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

14 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いいたします。